

## ㈱静岡宅建サポートセンター 株式取扱規則

### 第1条 (株主の資格)

当会社の株式は、(公社) 静岡県宅地建物取引業協会 会員 (以下 協会会員) のみ株式所有者とする。

### 第2条 (保有株式数の制限)

協会会員 1 名につき保有できる株数は 20 株までとする。但し、取締役会の承認を得た当会社役員である協会会員はこの限りではない。

### 第3条 (株主が協会を退会した場合の株式の譲渡)

転廃業により協会を退会するときは、その所有株式は出資額にて当会社が買い取り、希望する協会会員に譲渡するものとする。

### 第4条 (株主が協会を退会した場合の事務処理)

第3条における当会社における買い取りの手続きは、原則、退会する協会会員の(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 弁済業務保証金分担金 返還の事務処理に併せて行う。

### 第5条 (買い取りの手続きが不能になった場合の手続き)

第4条における事務処理の際、退会する株主である協会会員の買い取りの手続きが不能の場合、当会社が株式を取得するものとする。株式の買取金額については3条によるが、その請求権は当会社が株式を取得した日より5年経過すると時効により消滅する。

### 第6条 (株式の名義書換の手続)

株式の名義書換を請求するには、別に定める株式書換請求書に取得者が署名押印し次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 譲渡により取得した時は譲渡契約書。
- (2) 相続、遺贈、合併、競売、その他前号に掲げる以外の事由により取得した時はその事由を証明する書面。

### 第7条 (変更届)

当会社の株主名簿上の記載事項に変更があった場合、(公社) 静岡県宅地建物取引業協会への変更届の提出を以って、当会社に対し、変更届があったものとみなす。